

京都市教育委員会教育長告示第7号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館し、及び休館します。

平成22年7月7日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

臨時に開館する日	平成22年7月22日(木)、同月29日(木)、 同年8月5日(木)、同月12日(木)、同月19 日(木)及び同月26日(木)
臨時に休館する日	平成22年7月14日(水)及び同月16日(金)

(青少年科学センター)